

番号：160723

国名：ベトナム

担当：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：職業訓練指導員能力強化プロジェクト【有償勘定技術支援】詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月中旬から2017年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	現地派遣期間	帰国後整理期間
5日	20日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月25日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国

語学の種類	英語
-------	----

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし。
- (2) 必要予防接種： 特になし。

## 6. 業務の背景

ベトナムは、労働集約型産業の製造業をはじめとする外国直接投資誘致・輸出産業の好調を背景として、2000年代は7～8%台のGDP成長率を記録し、目覚ましい経済発展を遂げた一方、産業基盤は未だ脆弱で、製造業は労働集約的な最終組立工場や低付加価値産品が中心になっている。こうした状況のまま経済成長が進み、労働者の給与水準が上がるならば、労働集約型の企業はより安い労働力を求めて他国へ流出し、産業発展が停滞する可能性も否定できない。ミャンマー等の台頭が重なれば、周辺国との競争は一層激化することが予想される。ベトナムの製造業における日系製造企業の部品・原料の調達率は33.2%と先発ASEAN諸国（タイ（54.8%）、インドネシア（43.1%））に劣後しており、裾野産業の育成が課題である。機械加工、電気、電子分野は、当国に進出する日本の製造業企業（2014年4月時点で1,299社）が必要とする分野であり、ベトナムの工業化戦略における戦略産業である電気・電子産業、造船産業、農業機械産業の基盤となる分野でもあることから、同分野を中心に製造業における人材の需要の増加（2015年の7,804千人から2020年に8,806千人）が見込まれる。ベトナムの総人口の60%を占める豊富な労働力は外国直接投資誘致の強みの一つとなっているが、これら労働力人口のうち、十分に訓練された労働者は30%程度に留まっており、中間管理職、技術系管理者、熟練工の不足が指摘されている。

ベトナムにおいて職業訓練政策は労働傷病兵社会省（以下「MOLISA」。）の職業訓練総局（以下「GDVT」。）が策定し、各職業訓練機関は、MOLISA及びMOLISA以外の関係省庁並びに人民委員会が監督している。職業訓練機関は全国で1,464機関（2014年）あるが、その多くで指導員の経験・技能不足、資機材購入の予算不足等を原因として、産業界の人材ニーズを十分に反映した職業訓練を提供できていない。

このような状況を受け、JICAはこれまで、技術協力プロジェクト「ハノイ工科短期大学 機械技術者養成プロジェクト」及び同「ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト」を、商工省（Ministry of Industry and Trade。以下、「MOIT」。）傘下のハノイ工業大学（Hanoi University of Industry。以下、「HaUI」。）において実施し、機械、電気・電子分野を主として、日本式職業訓練をモデルに、産業界のニーズに沿った教育訓練制度の構築を支援してきた。JICAはこれらの支援で培われた技術を活かし、ベトナム全国の職業訓練機関の能力強化を図るため、HaUIの持つ知見及び経験を他の職業訓練機関へ移転・普及することを目的とし、現職指導員を対象とした研修制度と体制の整備に係る技術協力プロジェクト「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」を2017年3月までの予定で実施している。また、これまでの成果を全国展開するため、現在実施中の技術協力プロジェクトの対象校3校を含む13校を対象にした円借款事業（機械科、電気科、電子科の機材整備）の準備を進めている。このような状況を踏まえ、JICAは円借款事業対象13校の指導員能力の強化によりHaUIで構築された日本式職業訓練モデルの全国展開に貢献することを目的とする「職業訓練指導員能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施することを決定した。

今回実施する詳細計画策定調査は、MOLISA/GDVT、HaUIを含む協力対象校の現在の体制・能力・課題を確認して、本プロジェクトの協力内容や協力アプローチを確定し、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、本プロジェクトの内容を確認・協議し、本プロジェクト関わる合意文書（M/M）締結するとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員であるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年11月中旬～11月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握する (要請書、関連報告書等の資料、情報の収集及び分析)。
- ② 既存の情報・資料から以下の情報を整理する。整理した結果に基づき、現地調査で収集・確認すべき情報を確認する。なお情報収集にあたっては、「職業訓練機能強化事業に係る準備調査」で調査していない情報の追加収集及び同調査実施以降の情報のアップデートを中心に行う。
  - (ア) ベトナムの技術職業教育・訓練 (Technical and Vocational Education and Training: 以下「TVET」) 関連政策 (国家開発計画、教育政策、産業政策、社会政策)
  - (イ) 協力対象校の現況 (学生数、指導員数、学生の就職状況、予算等)
  - (ウ) 協力対象校で使っている既存カリキュラム、カリキュラム作成に係る MOLISA/GDVT 及び訓練校の役割、指導員資格制度、指導員育成方針、技能資格制度 (技能検定の実施状況を含む) 等
  - (エ) 他ドナーの援助動向
- ③ 上記を踏まえ、現地調査で調査すべき事項を整理し、調査計画・方針 (案) を評価グリッド (英文) にまとめる。
- ④ 前記①及び②を踏まえ、PDM (Project Design Matrix) (案) (和文、英文)、PO (Plan of Operation) (案) (和文、英文)、事業事前評価表 (案) (和文) を作成する。
- ⑤ ベトナム関連機関 (C/P 機関、官公庁、企業、関連団体等) に対する質問票 (案) (英文) 及び他ドナーに対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ⑥ 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年12月上旬～12月下旬)

- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 本調査の評価方法について、ベトナム側に説明する。
- ④ 事前に JICA ベトナム事務所を通じてベトナム側関係機関に配布した質問票を回収・分析する。
- ⑤ 上記 (1) ② (ア) ～ (オ) の情報を収集・更新する。
- ⑥ 調査団及びベトナム側と協議の上、PDM (案) (和文、英文)、PO (案) (和文、英文) の作成を支援する。
- ⑦ ベトナム側との協議で合意された内容に基づき、R/D (案) (英文) 及び M/M (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑧ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年1月上旬～2017年1月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) (和文、英文) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打ち合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約の最終成果品は下記 (1) 及び (2) とする。

- (1) 詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野): 和文 1 部
- (2) 評価調査結果要約表 (案): 和文 1 部、英文 1 部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒ハノイ⇒東京を標準とします。ベトナム国内の移動にかかる航空賃が必要な場合はJICAが別途手配します。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年12月4日～12月23日（移動日を含む）を予定しています。本業務従事者は、JICA等の調査団員に7日間先行して現地調査を開始する予定です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 職業訓練行政（厚生労働省）
- エ) カリキュラム開発（厚生労働省）
- オ) 機械（厚生労働省）
- カ) 電気・電子（厚生労働省）
- キ) 評価分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
あり（英一越を予定）
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム（TEL:03-5226-8334）にて配布します。
  - ・要請書
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。
  - ・「ベトナム国 職業訓練機能強化事業に係る準備調査ファイナル・レポート」(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023715.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②次の経験があることが望ましい。
  - －技術教育・職業訓練分野の各種調査
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録して下さい。
- ④本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗防止相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上